

NTT西日本継続雇用裁判・大阪地裁

不当判決に対する抗議声明

- (1) NTT西日本を定年退職する従業員ら3名が継続雇用を希望したのに、同社が自社又はグループ会社への60歳以降の継続雇用を拒否したことは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下、「高年法」という。）9条1項2号等に違反するとして、グループ会社に対しては従業員としての地位の確認等、NTT西日本に対しては損害賠償を求めて訴えていた事件で、11月14日、大阪地方裁判所（内藤裕之裁判長）は、原告らの請求をいずれも棄却する不当判決を言い渡した。
- (2) 判決は、50歳の時点でNTT西日本を退職してグループ会社に再雇用される選択をしなかった者をグループ会社にて継続雇用しないとしているNTT西日本の就業規則の定めは、高年法9条は、事業主が実情に応じて多様かつ柔軟な措置を講ずることを許容しており、継続雇用制度の契約内容は事業主が裁量によって定められるなどと高年法の趣旨をねじ曲げた上、さらに、高年法9条1項2号の「現に雇用している高年齢者」が希望するときは、当該高年齢者を「その定年後も引き続いて雇用する制度」と明確に定めているのに、「同条文の規定以外の雇用形態等を許容していないとは解されない」などと述べて、NTT西日本を退職し、20～30%もの賃金ダウンにて再雇用される選択をしなかった者を継続雇用の対象者から排除するNTT西日本を擁護する姿勢に終始した。
- (3) しかも、判決は、平成24年改正法によって、事業主に「希望者全員の継続雇用」を義務付け、無年金者を生じさせないこととしたにもかかわらず、NTT西日本の主張を無批判に受け入れ、退職・再雇用を選択しなかった者を差別して継続雇用しないことを容認したものである。このように、判決は、改正高年法に関する原告らの主張に正面から論ずることなく、改正高年法を骨抜きにする判断をしたものであり、不当極まりない。
- (4) NTT西日本の違法・脱法行為を免罪する不当判決に対し、抗議の意を表明する。原告らは、本判決を不服として控訴し、大阪高裁にて勝利判決を勝ちとるために全力を尽くす決意である。

2018年11月16日

NTT西日本継続雇用訴訟原告団・弁護団
JMITU通信産業本部